

平成24年3月14日

葛飾区保育の実施及び保育料等に関する条例施行規則の改正について

子育て支援課

1 趣 旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）に基づき、16歳未満の年少扶養控除と16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたことにより、所得税や住民税の税額と連動する平成24年度の保育料等が増額することが予測される。

については、扶養控除の見直しによる保護者への影響を可能な限り生じさせないようにするため、施行規則の改正を図る。

2 内 容

規則内の下記別表に、「保育料等の額を算出するために定めた所得の範囲及び計算方法は、年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止がなかったものとして計算された税額とする。」旨を追記するもの

(別紙 新旧対照表抜粋参照)

- ①第6条 別表第2 保育料徴収基準額表
- 別表第3 延長保育料徴収基準額表
- ②第8条 別表第5 保育料等減額基準表

3 施行日

平成24年4月1日

4 周知方法

区公式ホームページ、広報かつしか4月15日号（予定）

新旧対照表(抜粋)

現 行	改正案
<p>葛飾区保育の実施及び保育料等に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成10年3月31日 規則第37号</p> <p>(保育料等の額)</p> <p>第6条 条例第3条第1項の規則で定める額(以下「保育料」という。)は別表第2に定める額とし、同条第2項の規則で定める額(以下「延長保育料」という。)は別表第3に定める額とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(保育料等の減額)</p> <p>第8条 条例第4条の規定により保育料及び延長保育料(以下「保育料等」という。)を減額する場合は、別表第5に定めるところによる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <p style="padding-left: 2em;">保育料徴収基準額表 (略)</p> <p>備考</p> <p style="padding-left: 2em;">1～7 (略)</p>	<p>葛飾区保育の実施及び保育料等に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成10年3月31日 規則第37号</p> <p>(保育料等の額)</p> <p>第6条 条例第3条第1項の規則で定める額(以下「保育料」という。)は別表第2に定める額とし、同条第2項の規則で定める額(以下「延長保育料」という。)は別表第3に定める額とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 別表第2で定める保育料を算出するための所得の範囲及び計算方法は、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止がなかったものとして計算された税額とする。</u></p> <p>(保育料等の減額)</p> <p>第8条 条例第4条の規定により保育料及び延長保育料(以下「保育料等」という。)を減額する場合は、別表第5に定めるところによる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <p style="padding-left: 2em;">保育料徴収基準額表 (略)</p> <p>備考</p> <p style="padding-left: 2em;">1～7 (略)</p> <p><u>8 この表において、保育料を算出するための所得の範囲及び計算方法は、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止がなかったものとして計算された税額とする。</u></p>

別表第3（第6条関係）

延長保育料徴収基準額表

（略）

備考

1～6（略）

別表第5（第8条関係）

保育料等減額基準表

（略）

別表第3（第6条関係）

延長保育料徴収基準額表

（略）

備考

1～6（略）

7 この表の適用に際し、延長保育料を算出するための所得の範囲及び計算方法は、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止がなかったものとして計算された税額とする。

別表第5（第8条関係）

保育料等減額基準表

（略）

備考

- 1 この表に規定する階層及び付加基準とは、別表第2に規定する階層及び付加基準をいう。
- 2 複数の条件番号に重複して該当する場合は、減額後の保育料の額が最も小さい条件番号の規定を適用する。
- 3 この表中、今年度の特別区民税又は市町村民税並びに前年分所得税については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について廃止がなかったものとして計算された税額とする。

付則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。